

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 九十九里町長、九十九里町議会議長、九十九里町教育委員会、九十九里町選挙管理委員会、九十九里町代表監査委員、九十九里町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.6%
全職員	78.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.5%
31～35年	85.7%
26～30年	97.3%
21～25年	91.3%
16～20年	102.9%
11～15年	83.8%
6～10年	100.3%
1～5年	99.8%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当や住居手当は男性に支給するケースが多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は69.0%である。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいなかったため記載していない。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・会計年度任用職員の男女比は2：8になっており、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員の占める割合が差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。